東京大学国際高等研究所に設置する研究機構の名称、目的及び業務について

平成23年 1月11日
所 長 裁 定
改正 平成24年 3月 6日
改正 平成25年 2月19日
改正 平成26年 3月31日
改正 平成29年10月10日
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 4年10月18日
改正 令和 8年 7月29日

東京大学国際高等研究所に設置する研究機構の名称、目的及び業務について、東京大学国際高等研究所規則第7条第3項に基づき、次の表のとおり定める。

名 称	目 的	業 務
カブリ数物連携宇宙研究機構	数学、物理学、天文学の連携により宇宙の起源と進化の解明を目指す、世界に類のない融合研究拠点の役割を果たすとともにその発展に寄与することを目的とする。	左記の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 ⑴研究の推進 ⑵国内外の大学・研究機関との連携の推進 ⑶国際シンポジウム及びセミナーの開催 ⑷研究成果の社会への還元 ⑸その他左記の目的達成のために必要な業務
ニューロインテリジェンス国際研究機構	生命科学、医学、情報科学、言語学などを融合させることにより、新学問分野ニューロインテリジェンスを創成し、ヒトの知性や脳疾患の仕組みの理解を通して、より良い未来社会の創造に貢献することを目的とする。	左記の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 ⑴研究の推進 ⑵国内外の大学・研究機関との連携の推進 ⑶国際シンポジウム及びセミナーの開催 ⑷研究成果の社会への還元 ⑸その他左記の目的達成のために必要な業務

新世代感染症センター	多様な分野融合による感染症、免疫、感染症危機対応医薬品等(ワクチン、治療薬、診断薬等)に関する基礎研究の推進と革新的技術の創出を通じて、有時における迅速な感染症危機対応医薬品等提供体制の構築に資することを目的とする。	左記の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 ⑴研究の推進 ⑵医療機関及び産官学との連携の推進 ⑶次世代を担う人材層の強化 ⑷有事に備えた感染症危機対応医薬品等開発の推進 ⑸その他左記の目的達成のために必要な業務

附　則

この裁定は、平成23年1月11日から実施する。

附　則

この裁定は、平成24年4月1日から実施する。

附　則

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附　則

この裁定は、平成26年4月1日から実施する。

附　則

この裁定は、平成29年10月10日から実施する。

附　則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附　則

この裁定は、令和4年10月18日から実施する。

附　則

この裁定は、令和8年7月29日から実施する。